

令和2年5月26日

保護者各位

川越市教育委員会教育長

教育活動の再開について

川越市では、国の緊急事態宣言に基づく埼玉県からの要請により、学校における感染リスクの回避と児童生徒・保護者の不安解消を図る観点から、臨時休業を5月31日（日）まで延長してまいりました。この度、地域の感染状況を鑑み、感染予防に最大限配慮したうえで、6月1日より段階的に教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境を作っていくことといたしました。

つきましては、今後も川越市立小・中学校では、緊張感をもち、児童生徒の健康と安全、感染拡大防止を最優先に対応していきたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしく願います。現時点（5月26日）での対応については、以下の通りです。

記

※現時点での予定であり、状況の変化に応じて変更されることもあります。

- 1 再開に向けての基本的な考え方
 - ・児童生徒の生命を守ることを第一義に考え、教育を受ける権利を保障し、適切な学習指導を行います。
- 2 学校の再開について
 - ・令和2年6月1日から学校を再開いたします。
 - ・小・中学校の1年生は、6月1日に入学式に替わる新しい学校生活の動機づけを実施いたしますので、ご参加ください。

3 教育活動の再開スケジュール等について

※詳細については、各校からの連絡を確認してください。

【6月1日～5日】

- ・学年・学級、地区別による分散登校となります。
- ・週2回程度の登校で、在校時間は2時間程度となります。
- ・給食は実施しません。

【6月8日～19日】

- ・学年・学級、地区別による分散登校となります。
- ・午前の部、午後の部に分けての登校となり、在校時間は3時間程度となります。
- ・簡易な給食を実施します。
(感染予防を考慮し、6月19日までは配膳の必要のない簡易な給食を行います。)

【6月22日～26日】

- ・全学年一斉の登校を開始します。(通常の登校)
- ・4時間授業を開始します。
- ・通常の給食を実施します。

【6月29日～】

- ・通常の学校生活を開始します。(通常の給食、5・6時間授業など)

- 4 学校再開後の授業等について
- ・休業中に指導を行うことのできなかつた学習内容について、確実に行っていきます。
 - ・感染の可能性が高い学習活動については、1学期の間、行わないようにします。
(音楽、体育、家庭科等の授業では、歌唱や運動の種類、調理実習等の学習活動は、他の教科の学習活動と入れ替えて授業を行うこともあります。)
 - ・水泳指導は行いません。
 - ・児童生徒の定着状況により、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための措置を行います。
 - ・林間学校などの宿泊学習は、今年度に限り中止とします。ただし、修学旅行については、今後の感染状況を見て判断します。
 - ・感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学校行事等については、当分の間、行いません。体育祭・運動会、合唱祭・音楽祭、校外学習等は、感染拡大の状況をみて判断していきます。
 - ・1学期中の保護者の授業参観は実施しません。
- 5 学校再開後の感染予防策について（ご家庭でも確認をお願いします。）
- ・「3つの条件（密閉・密集・密接）」が同時に重なる場を避ける。
 - ・学校生活では、通常、マスクを着用し、手洗いをこまめに行う。
 - ・学校内外でのソーシャルディスタンスを確保する。
- ※ご家庭においても、毎朝の検温や健康観察を実施してから登校させてください。
- 6 児童生徒の受け入れについて
- ・6月1日から19日までの分散登校においても、全教員が教育活動に取り組むため、児童生徒の受け入れについては、原則実施いたしません。しかしながら、ご家庭の事情によりやむを得ない場合は、学校にご相談ください。
- 7 感染者や濃厚接触者等の出席停止
- ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、出席停止の措置をとります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。
- 8 登校後、体調不良となった際
- ・登校後、学校内で発熱等の体調不良となった場合には、学校までの迎えを保護者の方をお願いします。症状がなくなるまでは自宅で休養させてください。
- 9 相談窓口
- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター
0570-783-770
 - ・24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310
 - ・埼玉県こころの電話
048-723-1447